

## 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

電気事業法第46条の8第1項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（平成27年2月24日）は次のとおりである。

経済産業省

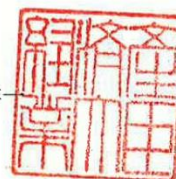
20141028 商第26号

平成27年2月24日

くふうみウインド1号合同会社

職務執行者 山崎 養世 殿

経済産業大臣 宮沢 洋



くふうみウインド1号合同会社「(仮称)中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成26年10月28日付けで届出のあった「(仮称)中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づく青森県知事からの意見は、別添のとおりである。

- 1 動物に関する文献資料調査の結果については、対象事業実施区域で生息情報のあるホンデオコジョ、カワネズミ、マークオサムシが重要種の一覧に記載されず、コウモリが目までの分類に留まるなど、既存文献資料調査が不十分であることから、国、関係地方自治体及び専門家等に確認するなどにより、十分な文献資料調査を行った上で、地域特性に係る情報を整理し、調査、予測及び評価の手法を必要に応じて見直すこと。
- 2 対象事業実施区域に地すべり地形が存在し、風力発電設備の設置に伴い、地すべりによる周辺の自然環境等への影響のおそれがあることから、地形改変及び施設の存在による地形及び地質（重要な地形及び地質以外を含む。）への影響について、環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 3 対象事業実施区域周辺では、地下水を上水道水源として利用しており、また、対象事業実施区域には農業用水として利用される水源水域が存在し、コンクリート杭の打設等により地下水及び表流水の水質又は水量等に影響を及ぼすおそれがあることから、建設機械の稼働による地下水及び表流水への影響について環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 4 鳥類の夜間調査については、夜間に対象事業実施区域及び周辺ではフクロウ類等の他、ハクチョウ類や小鳥などが渡りを山間部上部でも行っていることから、専門家の意見を聞いた上で、適切な手法を選定すること。
- 5 対象事業実施区域に隣接する津軽中里自然観察教育林は、遊歩道が整備され、森林の中を散策する場であり、また、林内にある不動の滝は古くから信仰の場となっている。施設の稼働に伴い、騒音又は景観に係る影響を受けるおそれがあることから、津軽中里自然観察教育林又は不動の滝を施設の稼働における騒音及び眺望景観の予測地点として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

なお、景観に係る調査地域及び予測地域は、風力発電設備の可視領域を踏まえ、より広範囲において設定することを検討すること。

6 工事用資材等の搬出入による環境影響については、対象事業実施区域からおおむね2キロメートル圏内において調査及び予測を行うこととしているが、予定される陸上輸送経路はより広い範囲に及び、沿線には民家や環境保全上の配慮が必要な施設等が存在していることから、これらの分布を適切に把握した上で、大気質、騒音、振動及び人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査及び予測の地点を追加することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。